

令和7年8月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	8月6日	タクシー・燃料助成券の所得基準額変更に伴う障害・高齢福祉情報システムの改修委託	株式会社アイネス 営業本部	1,045,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
2	8月7日	墨田区公共施設利用システム改修委託（オンライン利用者登録機能の追加）	株式会社オーイーシー 東京本社	13,063,600	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T推進担当
3	8月8日	タブレット端末末運用保守業務委託（令和4年度導入校）（再リース）	株式会社ライオン事務器 東京本店	2,475,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示することができないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
4	8月8日	危機管理広報研修実施業務委託	SOMPOリスクマネジメント株式会社	1,606,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和7年7月11日付け7墨総職第1027号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部副参事（人材育成支援担当）
5	8月14日	軽自動車税システム改修委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	605,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
6	8月18日	「水の循環講座」実施運営委託	特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン	1,300,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年8月1日付け5墨資環第825号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境保全課
7	8月19日	給与支払報告書（総括表）の印字作業委託（単価契約）	株式会社ジーシーシー 東京支社	単価契約	本業務は事業者が開発したシステムのプリントプログラムを使用するが、著作権上の理由から本業務を履行できるのは事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
8	8月20日	ガス回転釜外の借上（再リース）	N X ・ T C リース&ファイナンス株式会社 東京支店	478,170	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
9	8月21日	タブレット端末外の借上（令和4年度導入校）（再リース）	NECキャピタルソリューション株式会社	910,800	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
10	8月22日	住基ネットCSの保守委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	2,340,800	住基ネットCSは、本区基幹系（住民記録管理）システムとの精確な常時データ連携が必要であることから、本業務を履行できるのは、基幹系システムの開発元であり、各種機器等の設置状況及び設定内容を熟知している指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T推進担当
11	8月25日	障害者団体・ふれあいバザーの会場設営委託	株式会社アド福助	596,068	本業務は、すみだまつり・こどもまつりにおいて開催される障害者団体・ふれあいバザーの会場設営を内容とするものである。指定事業者は、すみだまつり・こどもまつり全体の会場設営を受託しており、同一事業者による一体的管理の下で会場設営を行うことで、行事全体の設営に係る指揮の統一が図られ、効率的かつ円滑な実施が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
12	8月27日	住民記録管理システム用端末・サーバ機器等の運用保守業務委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	14,630,880	指定事業者は、本件の保守対象機器の設置およびその機器へ導入するシステムの開発を行い、セキュリティ要件と機器構成の詳細を熟知している唯一の事業者であるため、本業務を履行することができるのは上記指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T推進担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
13	8月27日	住民記録管理システム（ガバメントクラウド版）の使用	株式会社ジーシーシー 東京支社	130,779,000	指定事業者は、当該システム提供について令和4年度及び5年度に区ホームページ上での公募により実施したRFIにおいて、令和7年度中の移行が可能であるとの回答があった唯一の事業者であり、かつ平成20年度から現行システムの運営保守を問題なく履行してきたことから、本システム提供ができる唯一の事業者として「住民記録管理システムの標準化対応業務委託」契約を既に締結している。本システム（ソフトウェア）は、指定事業者が開発したものであり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当
14	8月27日	住民記録管理システム（ガバメントクラウド版）の運用保守業務委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	35,706,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	I C T 推進担当